

労働条件明示事項【労基法第 15 条、労基則第 5 条、パート・有期労働法第 6 条】

①～⑫（⑤のうち昇給は除く）については、書面を交付して明示しなければなりません。

なお、⑦及び⑧は無期転換申込権が発生する有期雇用労働者に対して、⑨～⑫はパートタイム労働者及び有期雇用労働者に対してのみが書面による明示の対象です。

また、労働者が希望した場合は、書面の交付によらず、ファクシミリの送信、電子メール等の送信により明示することも可能です。

⑬～⑳については、使用者がこれらに関する定めを設ける場合は、明示する必要があります。

- ① 労働契約の期間
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準、通算契約期間又は更新回数に上限の定めがある場合の当該上限
- ③ 就業の場所及び従事すべき業務、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲
- ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等
- ⑤ 賃金の決定・計算・支払の方法・締切り及び支払の時期、昇給
- ⑥ 退職、解雇の事由
- ⑦ 無期転換申込機会
- ⑧ 無期転換後の労働条件
- ⑨ 昇給の有無
- ⑩ 退職手当の有無
- ⑪ 賞与の有無
- ⑫ 雇用管理の改善等に係る相談窓口

- ⑬ 退職手当
- ⑭ 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び最低賃金額等
- ⑮ 労働者に負担させるべき食費、作業用品等
- ⑯ 安全及び衛生
- ⑰ 職業訓練
- ⑱ 災害補償及び業務外の傷病扶助
- ⑲ 表彰及び制裁
- ⑳ 休職